

こども家庭庁 3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項

- 入所中のこども・若者の権利擁護やこども・若者のニーズを踏まえ、シェルターにおける生活上のルール(携帯電話等の所持品の持込制限や通勤・通学を含む行動制限等)の設定等において、どのような点に留意すべきか。
例・ こども・若者の安全・福祉の確保の観点から、一人ひとりの状況等に応じた必要最小限のルールとなるよう留意
 - ・ 入所に当たって、生活上のルールについて丁寧に説明し、同意を得る
 - ・ こども・若者の意見を十分踏まえて、定期的にルールについて点検・見直し 等
- 利用者の安全確保の観点から住所の秘匿等が求められる中で、携帯電話等の利用や通勤・通学を含む行動制限等を必要最小限にするために、どのような工夫が考えられるか
- 学校に在学しているこども・若者について、適切な教育が受けられるようにするためにどのような対応が必要となるか(例:通学支援やシェルターにおける学習支援等)

(総論)

- シェルターに入所中のこども・若者の生活上のルール(以下「生活上のルール」という。)に関しては、内容によってはこども・若者の権利制限に当たりうるものであり、また、こども・若者が利用契約の当事者となりうることを踏まえ、入所時等に、生活上のルールの内容とその理由についてこども・若者向けのしおり等の説明資料に記載し、その年齢、発達の状況等に応じて丁寧に説明し、当該ルールの下で生活することとなることも含めて、シェルターの利用について、利用者本人の同意を得ることが必要である。
- こども・若者の権利擁護やこども・若者のニーズに対応する観点から、生活上のルールについては、当該ルールがこども・若者の安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものであることに留意が必要である。その内容については、こども・若者の意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直しを行うことが望ましい。
- 生活上のルールについては、こども・若者一人ひとりの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、その個別事情にかかわらず一律なルールを課すことでこども・若者にとって過度な負担とならないよう対応することが望ましい。

3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項

(入所時・入所中)

■ 生活上のルールについて、例えば、どのようなものが必要か。

○シェルターの他の利用者とお互いに居心地よく安全に生活する観点

- ・ スマートフォン、携帯電話等の通信機器に関するもの
- ・ 物品やお金の貸し借りに関するもの
- ・ 著しい騒音や著しい不衛生の禁止など生活環境に関するもの
- ・ 利用者間でトラブルが起きた場合に関するもの
- ・ シェルター住所の秘匿に関するもの
- ・ 知人等の来訪に関するもの

○こども・若者が安全・安心に生活する観点

- ・ お金を含む貴重品の管理（記録を含む。）に関するもの
- ・ 外出や外泊に関するもの
- ・ 緊急時に関するもの（行方不明、緊急搬送、その他トラブル発生時）
- ・ 安全確認を目的とした居室内の立ち入りに関するもの
- ・ シェルター内外を問わず、発生したトラブルに関するもの
- ・ 個人情報の取扱いに関するもの

○その他

■ 災害・緊急事態発生時の対応として、シェルター事業者は、防災や防犯に関する体制を構築するとともに、シェルター利用中のこども・若者に対して、入所にあたって、緊急時の連絡方法等を説明することが必要である。

(退所時に関する取扱い)

■ シェルターから新しい場所等にこども・若者が生活に移す場面(退所時)に、必要最小限のルールとしてどのようなものが必要か。

○退所を希望する時の対応（無断で退所しないこと、親権者等への連絡等）

○預かり品（利用者の所有物）の取り扱いについて（原則すべて返還するが、例外として、利用していた部屋に私物・所持品が残ってしまった場合の取り扱いをあらかじめ決め、利用契約において、こども・若者に説明し、同意を得ておくこと）

3. 入所中のこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項

(所持品の持込制限)

- シェルターを利用するこども・若者のニーズや、こども若者シェルターは原則個室かつ少人数対応であることも踏まえれば、その持込制限をする私物の範囲は、こども・若者の安全や福祉の確保の観点から、必要最小限のものとなるよう特に留意が必要。
- スマートフォンや携帯電話等の通信機器についても、持込や利用制限は必要最小限のものとなるよう留意すべきであるが、
 - ・ 保護者等との連絡が可能なものであり、居場所が特定されるおそれもあること
 - ・ SNS等を通じて別の居場所を探し、犯罪に巻き込まれる等のおそれもあることから、当該こども・若者の状況等によって持込や利用制限が必要となる場合もあると考えられる。

しかし、

- ・ こども・若者の通信機器の利用ニーズの高さを踏まえれば、持込制限により、こども・若者のシェルター利用につながらない可能性も十分考えられること
 - ・ 就職活動の履歴書に連絡先を記載する等、通信機器の保有は自立に向けて一定の必要性があること
 - ・ 通信機器の使用が心理的にも大切なものになっていること
- 等を踏まえれば、通信機器は、こども・若者の安全や福祉の確保の観点で支障がない範囲で利用が可能となるように、こども・若者の意見を十分踏まえて、対応を検討することが望ましい。

例えば、


- ・ 利用の際は、シェルターの個室ではなく事務所等に移動して利用してもらう
 - ・ 職員が在籍の間に利用する等、利用時間帯を決める
 - ・ シェルターから通信機器を貸与する
- 等が考えられるのではないか。

(通学を含む行動制限)

- シェルター利用に当たっての通学に対する考え方は、児童の教育を受ける権利を保障する観点から、安全面等への配慮やその他の事情を総合的に考慮して、できる限り制約が少なくなるよう留意すべき。児童の希望を尊重しながら、例えば、通学の付き添い等、当該児童の状況等に応じた通学が可能となるような支援を行うことが望ましい。
- 通学をすることができない事情がある場合では、原籍校と相談する中で、可能な範囲で、タブレット学習端末の活用など児童の習熟状況に応じた学習教材の提供などによる学習支援を行い、児童の学習の機会を保障することが望ましい。
- 通学や通勤を制限する場合には、入所時に、こども・若者本人に対し、丁寧に説明をしたうえで、利用の意思を十分確認することが必要である。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- 宿泊場所の提供に加え、シェルターへの入所中において、どのような支援が必要となるか（例：生活支援（食事の提供等）、相談支援、心理的なカウンセリング、日中の居場所の提供、就労・就学支援、弁護士によるサポート、役所等への同行支援、退所先の調整等）



（こども若者シェルターの支援内容）

- こども若者シェルターの利用を希望するこども・若者は、夜間も含めた一時的な居場所の確保だけに留まらず、家庭環境や人間関係の悩み等を背景とした多様なニーズを有している。このため、こども若者シェルターとしてはこうしたニーズの個別性に対応する機能を幅広く確保しつつ、支援においても様々なニーズへの対応を実践することが望ましい。
- また、こども若者シェルターの利用は、そこに至る過程でこども・若者が利用したいという意向を有していることが前提であり、安全確保等の理由からこども・若者に一定の利用ルールの遵守を求めることもある一方で、こども・若者自身の自己決定を支援することも同時に考慮される必要がある。こども・若者の最善の利益を追求するため、本人の意思確認や希望の定期的・継続的な聴取を通じて支援ニーズと利用実態が合致するよう調整を図ることが必要となる。
- 支援内容としては、こども・若者が安心・安全を感じられる宿泊場所や居場所の確保、食事の提供や家事の実施といった生活支援、対人関係の悩みや将来への不安等を抱えるこども・若者への相談支援等を基本的な機能とした上で、シェルター事業者の独自性や専門性に応じた追加的な機能を統合し、一体的に支援を提供するものと考えられる。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

（宿泊を含む居場所の提供）

- 宿泊を含む居場所を確保する上では、こども・若者のニーズに適した運営方法や形態の住居を提供することが望ましい。例えば、集団生活に馴染みづらいこども・若者の場合は、利用者間の生活導線の独立性が高い構造が望ましく、こども・若者の年齢や生活状況等及び職員体制から安全確保等の観点で支障がないと考えられる場合は、賃貸物件の一室を居室とすることもありうる。一方で、職員や同世代同士の相互交流を希望するこども・若者の場合は、孤独感や孤立感に悩むことが少なくなるよう、リビング等の共用スペースを有するシェアハウス型の物件を確保することが考えられる。こども若者シェルターは、利用契約の締結にあたって、宿泊場所の形態について、こども・若者に十分説明することが必要となる。なお、いずれの形態であっても、利用中のこども・若者がプライバシーへの配慮を含め安心感を持ちながら、健康で文化的な住生活を営めるよう、十分な居室面積の個室を確保することが原則である。
- また、こども若者シェルターは、こども・若者が緊急的かつ一時的に利用することも想定されるため、シェルターを利用する集団の構成の変化が頻繁に生じうる。そのため、こども・若者間のトラブルを防止する観点から、性別に応じて居室のフロアを分けて安全管理を徹底するなど、居室の適切な設定・管理に十分配慮する必要がある。また、独立性の高い構造の居室の場合は、利用中のこども・若者からの連絡等に応じて迅速に対応したり、毎日巡回して居室環境を確認したりすることが可能な体制を確保することが求められる。
- また、こども・若者に対する職員の接遇についても、権利擁護やトラウマインフォームドケアの視点から十分に考慮し、暴力や搾取、依存、2次的トラウマ等が生じる関係性に陥らないよう留意すべきである。特に、自傷行為・自殺念慮や犯罪に巻き込まれる懸念があるなど安全面での配慮が必要なこども・若者が利用する場合は、職員による声掛けや生活状況の見守りなど状況に応じた安全確認ができるよう、定期的かつ頻回な対応ができる体制を確保するとともに、こうした対応を取ることにについて利用開始時にこども・若者の理解を得ておくことが望ましい。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

（相談支援）

- 利用期間が一時的となることも想定されているこども若者シェルターにおいても、こども・若者が将来的に自立した生活を営むことができるよう、相談支援にあたっては、こども・若者が直面している現在の困難への対応だけでなく、退所後も展望して実施することが必要となる。相談支援にあたって、職員は、こども若者シェルターの利用に至った動機や背景をよく理解し、前述の居場所提供や生活支援等の関わり、あるいはこども・若者も参加するケースカンファレンス等の場を通じて可能な限り自己決定を促す取組とするなど、本人の話を聞きその意向を尊重しつつ、こども・若者の最善の利益の実現を図ることが望ましい。
- こうした相談支援の実施主体について、基本的には、こども若者シェルターが主として担うことが想定されるが、児童相談所等の行政機関やこども若者シェルター以外の民間支援機関など、こども・若者に対して従前より相談支援を担当している主体がある場合は、こども若者シェルターは当該機関と密に連携することが望ましい。
- また、こども若者シェルターとしては比較的短い期間の関わりになるものの、こども・若者が利用期間を終了した後の居所や居場所など退所先の調整、生活の見通しの確保、継続的な支援体制の構築といった事項は、こども若者シェルターでの相談支援において特に期待される役割であると考えられる。このうち退所先調整に関しては、保護者等との関係調整による自宅での生活の再開、アパート等の賃貸借契約による居所の確保、こども若者シェルター以外の福祉サービスへの移行等が想定されるため、こども・若者だけに留まらない幅広い地域資源に通じていることが望ましい。


4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

（追加的な機能）

- こども若者シェルターにおける支援において、例えば心身の不調への対応、就労や就学の支援、法的対応のサポート等、個別性の高い支援ニーズを把握することが想定される。こうしたニーズは、こども・若者への丁寧な対応のために可能な範囲で対応することが望ましいところであり、こども若者シェルターは、支援の充実を図るために専門性を有する担当職員の配置や外部専門家への委嘱契約等を行うことも考えられるほか、都道府県等が設置している各種の協議会等の場を通じて、関係機関とのネットワークを強化し、連携して支援を実施することも期待される。
- また、利用者となるこども・若者にニーズがあつて了承が得られることや、安全・安心の確保が可能であることを前提として、（潜在的利用者を含む）利用者間の交流や元利用者によるピアサポート、こども・若者に限らない地域資源やコミュニティとの関わりづくり等、こども若者シェルターの独自性を活かした取組も期待される。こうしたこども若者シェルターそれぞれの強みを活かした支援を支援団体同士の連携によって、多くのこども・若者に提供できるよう、都道府県等がこども若者シェルターに呼び掛けて連絡会を開催するなど、支援団体間でのネットワークを強化することも都道府県等の役割であると考えられる。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- シェルターの入所期間や回数の設定についてはどのように考えるべきか。入所期間や目的（家庭内の状況に応じた短期間の利用／自立に向けた継続的な利用等）が異なるこども・若者に支援を提供するに当たっては、どのような点に留意することが必要か。

- 
- こども若者シェルターが提供する宿泊を含む居場所は、事業の実施要綱において、**基本的に緊急対応も含めた一時的な利用を想定しており、入所期間は1日からおおむね2か月までの比較的短期間の安心・安全の確保を念頭に置いているが、こども・若者の心身の状態や社会関係、退所後の生活に関する意向などを総合的に勘案し、こどもの最善の利益の観点で妥当である場合には、2か月を超えることも想定される。**
 - こども・若者のシェルター利用は、当初は安心・安全の確保を目的とした支援の段階であるが、**生活に慣れてきた時点で、こども・若者の意向確認や一定のアセスメントを前提とした生活基盤の確保や相談支援を実践する段階へと移行することが望ましいことから、事業の実施要綱において、利用開始後2週間を目途として支援計画を策定することとしている。**また、滞在が2か月を超える場合については、より本人に適したケアを提供する機会の確保や、保護的な環境からこども・若者本人へ自立を促す観点からも必要性を考慮した上で、退所後を見据えた移行支援等の計画的な実施が望ましい。
 - なお、こども・若者が有する複合的な困難性について、こども若者シェルターの職員が信頼関係の構築や相談支援を通じて解きほぐした上で各種支援に結びつけて改善を図るには、一定の時間が必要となる。このため、こども・若者が間隔を空けて複数回利用するなど、一度のみに留まらない不定型な利用もありうるが、このうち頻回利用のケースについては児童相談所や都道府県とこども若者シェルターの間で対応方針を協議することが望ましい。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- シェルターへの入所中に、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等、こども・若者に特別な支援のニーズがある場合には、どのような対応を行うことが適切か。また、医療を受ける必要性がある場合、医療費についてはどのような対応が可能か。

- こども若者シェルターでの支援の開始時にこども・若者の現在の状況を聴き取る中で、過去の医療や福祉との関わりを尋ねる際、サービスを適時に利用することができていなかったり、こども・若者自身に自覚がなかったり、援助希求が乏しく支援ニーズを表明しなかったりすることもある。こうした、行政に繋がっていないこども・若者であっても、精神疾患や障害がある場合や妊娠をしている場合等もあるため、こども若者シェルターでは生活支援や相談支援を通じて、こども・若者と職員の双方が適切な支援に繋がる気づきを得られることが望ましい。
- このうち医療に関しては、こども若者シェルターとしては日常的な服薬管理や医療機関への通院同行だけでなく、心理療法担当職員を配置して必要な場合に心理療法（カウンセリング）を実施することも可能であると考えられる。また、利用者自身の承諾のもと、自立支援医療制度や性と健康の相談センター事業の利用、性犯罪被害者のための公費負担制度など、他制度による医療費の支弁も必要に応じて検討することが望ましい。
- シェルターを利用するこども・若者に対し、その生命、身体に関する危険の発生を予防し、健康を守るため、適切なアレルギー対応や服薬管理を実施する上で、正確にアレルギー情報や服薬情報を把握しておくことが必要であり、また、こども・若者本人が、自身のアレルギー情報、既往歴や服薬情報を十分に理解していない場合もあるため、把握する関係機関（かかりつけ医や学校等）に、本人の了承を得た上で、情報提供を求めることが望ましい。
- シェルターを利用する児童に医療が必要な場合には、親権者等による医療同意を得ている等の事情がある場合以外、児童相談所長は児童福祉法第33条の2第4項の権限を有することを踏まえ、児童相談所に通告又は連絡をして、一時保護委託を受けるようにすることが必要である。
- シェルターを利用する18歳以上の若者に医療が必要な場合には、シェルターに要保護責任が生じる可能性を踏まえて、緊急搬送等を行うことが必要である。

※ 医療が必要な場合のため生活保護の利用が必要となる場合には、当該施設所在地を所管する保護の実施機関が現在地保護を行うことが考えられる。

※ 市町村の行う国民健康保険においては、事実上の住所の確認（被扶養者であった者においては、これに加え被扶養者から外れていることの確認）等により、現在住んでいる市町村において、扶養者とは別の世帯として、国民健康保険に加入することが認められうる。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- シェルターの入所中に、こども・若者間でトラブルが生じたり、こども・若者が事前に連絡なくシェルターからいなくなったりした場合にはどのように対応すべきか。



- こども若者シェルターは一時的な居場所を提供するという事業の性格上、利用者の出入りが比較的頻繁に生じるため利用者同士や職員との力動が変化しやすく、利用者間の葛藤やトラブルが起きうる。こうした場合は必要な法令上の対応を行った上で、職員が当事者との対話を通じて思いを聴き取ったり、建物構造上可能な範囲で利用者同士の生活導線や生活時間帯をずらすなど距離を置ける工夫をしたりすることが望ましい。
- ただし、職員による傾聴や生活上の工夫等の取組だけでは解決や軽減が困難な場合も想定され、当事者や他の利用者も含めた利用者全員にとって安心・安全な居場所としての運営に支障をきたす場合もある。こうした場合は、当事者が他のこども若者シェルター等に居場所を得て転居するなど、他団体との連携によって退所先の調整を図ることが望ましい場合もあると考えられる。
- また、利用者が職員に連絡なく外泊等で不在となるケースも想定される。こども若者シェルターでは必要な対応を行った上で、そのような事態を極力防ぐため、支援の開始時におけるこども・若者の意向確認の際、無断外泊や利用者間トラブル等への対応方針を入念に説明しておくことが必要である。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- シェルターの退所後のこども・若者の状況を踏まえ、退所後において、どのような支援が必要となるか。また、その期間の設定についてはどのように考えるべきか。



- こども若者シェルターでの居場所の提供は基本的に比較的短期間の関わりとなるため、職員が利用者との信頼関係を築く難しさがあるほか、宿泊者の夜間の対応も行うことから手が空く時間帯が少なく、退所後の利用者への支援には時間的な制約が伴う。こうした中でも効果的にこども・若者の将来的な自立に向けた取組を行えるよう、例えば退所先での生活の定着促進に焦点を当てて、定期的な支援物資送付や訪問面談など、一定期間を区切って自立を支援することも考えられる。
- また、こども若者シェルターの実施主体が同一法人内で別の事業を実施している場合は、こども若者シェルターの利用者が退所先として当該事業を利用することで、関係性を保ちつつ別の制度枠組みによって手厚い支援を継続的に実施することも考えられる。例えば、障害者グループホームを有している法人であれば居室確保と併せて障害者総合支援法の各種支援を組み合わせることが可能であり、自立援助ホームを運営している法人であればこども若者シェルターを前段階のサービスと位置づけてこども・若者の就労意向等の確認を行うことも可能であると考えられる。
- さらに、こども若者シェルター利用後、SNSでの連絡や食事会等のイベント告知によって関係性を維持し、元利用者と現在の利用者からなるコミュニティとして期間を区切らず繋がりを持ち続けることも考えられる。シェルター利用者は虐待等を背景として家庭等に居場所がなく、孤立しやすい状態にあるこども・若者であることから、こうした長期的な関係を保つことはこども若者シェルターだからこそ果たしうる重要な役割であると考えられる。


4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- こども・若者に対して各種支援を行うに当たって、共通して、あるいは、各種支援ごとにどのような点に留意が必要となるか。

- こども若者シェルターの支援方針を検討する上では、利用者が虐待等をはじめ困難な経験（逆境的小児期体験）が累積した状態となっている可能性があることに留意し、そうした背景から多様な支援ニーズを有するこども・若者を一律の方法論によって支援するのではなく、個別性に対応した支援の実施が必要である。加えて、そうした状況によって生活意欲の低下やトラウマ等の生きづらさを抱えていたり、大人に対する不信感があつたりすることで、職員との関係を構築しづらい場合もあるため、こども若者シェルターでは冷静かつ粘り強い関わりが望ましい。
- こうした利用者がある可能性も考慮して、職員は権利擁護やトラウマインフォームドケア等の基本的な知識を学んだ上でこども・若者に関わるほか、関係機関と支援方針を密に共有し、利用者に対して一貫して支える姿勢を示すことが必要である。その中でも、安心・安全の確保の観点からメンタルヘルスのケアに関して関係機関内で情報共有を図ることは重要度が高く、利用者本人の同意や参画のもと、地域の協議会等の制度枠組みを活用することが考えられる。
- 同時に、こども若者シェルターでは退所後も見据えて本人主導の意思決定を促すことが重要であり、利用者の意向を都度確認しながら支援内容を具体的に決定していく手続きが実践されることが期待される。特に相談支援は、退所後も本人がこども若者シェルター以外の様々な支援機関の援助を利用しつつ自立した生活が営めるよう、相談支援の適切な活用方法を学ぶ機会になりうると考えられる。

4. こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点、支援を担う人材の育成・確保について

- こうした支援を担う人材の育成や確保に向けて、どのような対応が必要か。

- 
- こども若者シェルターでは基本的な機能として宿泊を含む居場所の提供、生活支援、相談支援を掲げており、いずれにおいてもこども・若者への傾聴の姿勢を基本とした伴走支援が求められるため、支援の担い手は、これらを実践できることが必要である。また、追加的な機能の提供のために独自性・専門性を発揮することも期待されていることから、職員がチームワークを発揮してこども・若者の処遇にあたることも必要である。
 - こうした人材の育成や確保については、実施主体が法人内で別事業を実施していたり、関係機関が関連性の深い事業を実施したりしている場合は、そうした事業の経験を積むことでこども・若者との関わり方を学ぶことができると考えられる。また、社会的養護関連施設や一時保護施設等をはじめとした児童福祉の他、司法福祉（矯正施設等を含む）、若者・女性支援など隣接領域における実務経験を通じて多様なニーズを有するこども・若者との関わりを学ぶことや、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格やこども・若者育成支援研修等の外部研修によりこども・若者の支援に関する幅広い知識・技能を修得することも、適切な支援を実践できる人材の育成方法と考えられる。